

## 相続の民法見直し①配偶者居住権

民法の相続の仕組みが 1980 年以來、約 40 年ぶりに見直されることになりそうです。時代の変化にあわせ高齢社会に対応するため、政府は、民法の相続分野を見直す民法改正案など関連法案を、3 月 13 日に国会に提出しました。この改正法案のポイントは、3 つあります。まず一つ目の高齢の配偶者の居住権について説明します。

### 配偶者の居住権の創設

まず注目されるのは、配偶者自身が亡くなるまで今の住居に住める配偶者居住権が新たに創設されることです。働いて生活資金を得るのが難しい高齢の配偶者が住まいを失わずに、生活資金も得やすくします。

遺言がなく配偶者と子どもで遺産を分ける際、配偶者の取り分は 2 分の 1 になります。例えば、遺産が評価額 2 千万円の住居と預貯金 3,000 万円だった場合、配偶者の取り分は 2,500 万円です。今の住居に住み続けるために住居の所有権を得れば、預貯金の取り分はたった 500 万円で、これでは老後の生活に不安が残ります。

そこで、配偶者居住権が設けられます。居住権は売却などの権利がないため所有権に比べ評価額が低く抑えられ、その分、預貯金の取り分が増えることになります。たとえば居住権の評価額が 1,000 万円なら、預貯金の取り分は 1,500 万円に増えます。

婚姻期間 20 年以上の夫婦なら、遺産分割の規定でも配偶者が優遇されます。住居を生前贈与するか、遺言で贈与の意思を示せば、住居が遺産分割の対象から外れます。配偶者は、住居に加えて、住居以外の他の財産を分けることになるため、実質的に配偶者の取り分が増えることになります。

もっとも、配偶者の年齢が若ければ住居以外の遺産の取り分はあまり増えない可能性があります。配偶者居住権は平均余命などをもとに評価額を算出するため、若ければ居住権と所有権の評価額の差が小さくなるためです。居住権には売却などの権利がなく、将来的に住居（の所有権）を売却して介護施設への入所を考えている場合などは、慎重な検討が必要になりそうです。

住居 2,000万円	➡	居住権 1,000万円
預貯金 3,000万円		所有権 1,000万円
合計 5,000万円		
現行		改正案
配偶者		配偶者
住居 2,000万円		居住権 1,000万円
預貯金 500万円		預貯金 1,500万円
子		子
預貯金 1,500万円		所有権 1,000万円
		預貯金 500万円

### 住居は遺産分割からも外れる

一方、夫が住居を妻に生前贈与していた場合はどうなるのでしょうか？婚姻期間が 20 年以上の夫婦であれば、残された配偶者が遺産分割で優遇される新しい規定が適用になります。住居を生前贈与するか、遺言で贈与の意思を示せば、その住居は遺産分割の対象から外れるからです。これまでは住居以外の遺産が少なければ、相続人で分け合うために住居の売却を迫られる恐れがありました。改正法案では、配偶者は住居に住み続けられ、住居以外の遺産の取り分も増えます。

ただし婚姻期間が 20 年未満の夫婦や、贈与の意思表示がないまま亡くなった場合は対象外です。

今回の改正は法律婚が対象で、事実婚は対象外となっています。家族のあり方も多様化している現代では、時代の流れに伴う見直しについて、今後も検討を進めていく必要があります。